

愛知県公文書館だより

目次

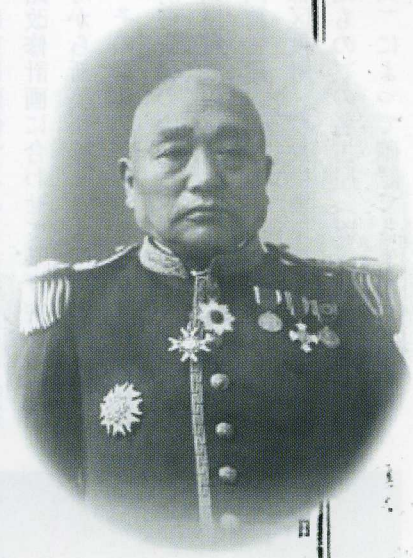
表紙写真とその解説……………1,2
 公文書館PRコーナー開設……………3
 古文書解読講座……………3
 資料の保存方法……………4
 来館者層の広がりについて……………5

将来における電子文書の移管……………5
 寄託資料「大脇家文書」……………6
 企画展から……………7
 レファレンスコーナー……………8
 利用案内・編集後記……………8

第一二代愛知県知事

おきりかた
沖守固

(明治三十二年二月～明治三十五年五月)



明治三十三年三月三十一日印刷並ニ發行



南武平町当時の愛知県庁舎
(明治33年～昭和13年)

愛知縣公報號外

第七百三十六

明治三十三年三月三十一日

○告示

告示第八十一號

本年四月一日當廳ヲ名古屋市南武平町元第一師範學校跡へ移轉ス

明治三十三年三月三十一日

愛知縣知事 沖 守 固

明治三十五年四月
十六日總務省認可

〔表紙写真の解説〕

愛知県庁舎の変遷

表紙の建物は、現在の愛知県庁舎の前の建物で、明治三三年（一九〇〇年）三月に南武平町（現在の栄の芸術文化センター周辺）に新築移転されたもので、それを告示した愛知県公報（号外）と当時の沖守固知事の写真です。

南武平町の県庁舎が出来る前までは、名古屋駅から真つすぐ東に広小路通りが南久屋町まで通っており、その終点に西向きの県庁舎が明治一〇年（一八七七年）六月から建っていました。

明治10年新築の愛知県庁舎（南久屋町）

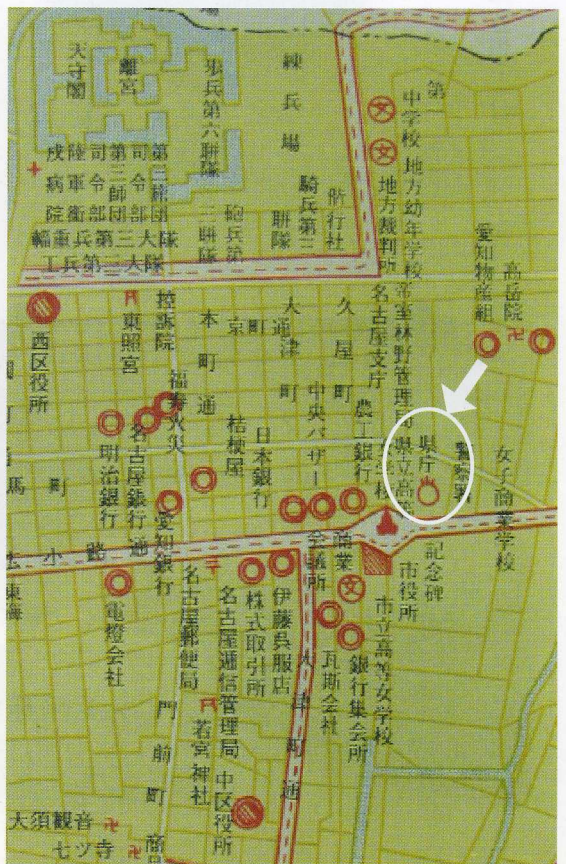


しかしながら、当時官営鉄道に中央線の建設計画があり、名古屋東部に千種停留場を設置するため、広小路をさらに東に延伸することとなり、この道路改修計画に合わせて県庁舎を南久屋町から新築移転したものです。

その具体的な位置を愛知県公文書館所蔵資料の中から見ると、県庁舎（南久屋町）の位置は、地籍図（愛知県が内務省達により、明治一七年に県内の郡区役所・戸長役場に対し作成を命じたもの）の名古屋（天・地・人のうち人）によって確認できます。

南武平町の庁舎については、明治四三年三月の「名古屋市實測圖」（新修名古屋市史 第六巻 付図1）によれば、南久屋町庁舎の位置から真つすぐ北に数百米移動した形となります。また、県庁舎の位置のみならず、名古屋駅から千種駅まで拡張された広小路通りや官営鉄道中央線の路線図も明らかにされ、順次、大都市名古屋の街づくりの骨格が整備される様子が分かり易く図示されていて、大変興味深くみることができます。

しかしながら、県庁舎の移転を取り扱った当時の新聞（明治三三年四月一日付け「新愛知」）では、縣廳の移轉濟の見出しの元に、「頃日來第一師範學校跡へ移廳中なりし愛知縣廳の各課は昨日を以て悉皆移轉濟となり門標も共に



愛知県議会史第三巻 「明治末期時代の名古屋市街図」
県庁舎（南武平町）周辺図

移掲されたり」の僅か三行の記事にまとまっています。

現在の愛知県庁舎は、武平町庁舎が木造作りであり、時代の推移とともに老朽化が進んだり事務量の増大から手狭になったため、昭和一三年（一九三八年）三月に西区南外堀町（騎兵第三連隊敷地）に竣工されたものです。また、平成一〇年（一九九八年）八月には、「帝冠様式」（西洋建築の躯体に和風の屋根を架したものの）の代表的建築物として、国の文化財建造物の登録を受けています。

事として就任した、第二二代の沖守固知事のプロフィールを紹介します。

写真では、昨今余りみられない衣装を身に付けていますが、これは大礼服といえます。明治時代、宮中の盛儀や饗宴に列席する人たちが着用する最高の礼装で、勅任官（国の官吏）の上衣に多くの勲章を飾っています。

在任中の治績としては、明治三三年四月に木曾・長良・揖斐三川の分流工事を一四年の歳月と四三〇〇万余円の総工費をかけて完成しています。また、矢作川水系の明治用水と枝下用水との間の長年にわたる水利権争いの調整にも意を用いたほか、熱田築港計画の積極的な推進、さらには打瀬網漁業の利害調整などにも豪傑ぶりを発揮しています。

沖知事の功績

次に、明治三二年一二月から明治三五年五月まで三年半にわたり愛知県知

公文書館 PRコーナー開設

愛知県公文書館は、「県庁改革プログラム（改訂愛知県第三次行革大綱）」に基づき、県民の皆様の立場に立った窓口業務をすべく、平成一四年度、サービス基準設定運動の対象機関となっています。この中では、当館を御利用いただく皆様に御満足いただけるよう、職員による県民サービス向上チームを設置して、来館者へのアンケートやQCサークル手法による事務改善活動を行い、より良い施設づくりに向けた努力をしています。この内容については、本館の入口周辺や、県のホームページでも御覧いただけます。

(<http://www.pref.aichi.jp/somubu-somu/service>)

日ごろ公文書館になじみのない県民の皆様にも、当館を幅広く知っていただくため、愛知芸術文化センター愛知県図書館を始めとする県内三か所に、公文書館PRコーナーを設置しました。

なお、当コーナーの詳しい場所などについては次のとおりです。

愛知県図書館については、本年一〇月

公文書館PRコーナー
(愛知県図書館五階)



二二日から、五階中央部分（右写真）に、また、他の二か所については、二月一日から、愛知県尾張県民生活プラザ（ルポテンサンビル四階 一宮市）と、愛知県東三河県民生活プラザ（愛知県東三河事務所一階 豊橋市）に、それぞれ設置しました。

当コーナーでは、パネル等による公文書館制度の概要をはじめ施設案内、所蔵資料などを紹介するとともに、企画展の開催、機関誌の発行、PRポスターの掲出等も行っております。各種の調査研究やルーツ探しに是非一度足をお運びください。

古文書解読講座 — 愛知県庁文書 —

国文学研究資料館史料館所蔵愛知県庁文書は、明治初年から昭和初年にいたる庶務・会計、農工商務、学事、兵事、土木等に関する公文書で、当館にあるのはその複製本です。文書の件数では、内務省など中央官庁に対する上申書や照会書がかなりの数を占めています。書体は、草書・行書・楷書にわたりますが、少数の異体字をまじえつ、ほぼ定型的な文体になっています。掲出の文書は、明治二六年「雑件綴」の一文で、内務部第二課第一分科（農工商務担当）の起案書です。

所蔵者の意向により
画像の掲載ができません

〔解読文〕

立案 明治廿六年三月十三日(立案者名省略) 三月十五日施行
知事
内務部長
第二課長 第一分科

千種養蚕伝習場払下願 愛知郡千種村長
右別紙ノ通願出候ニ付審査候処、地元ノ縁故ヲ以テ本村へ払下相受ケ從來ノ儘該場ヲ維持シ年々広く生徒ヲ募集シ蚕業伝習致度村民ノ希望ナルヲ以テ出願候旨ニ有レ之候ヘドモ予テ公売可ニ相成一管ニ付、願書却下方内務部長ヨリ愛知郡長へ御照会相成可レ然哉伺。

二ノ三第案七五九号
貴郡千種村長ヨリ地元ノ縁故ヲ以テ千種養蚕伝習場払下ノ儀出願候処、右ハ予テ公売候管ニ付、其旨御示論ノ上、願書却下相成度此段及「照会」候也。
年月日 内務部長
愛知郡長宛

この千種養蚕伝習場は、他の三か所（上六名、新城、荊安賀）とともに、明治二一年に設置されたものですが、同二五年一一月招集の県会で、これら四伝習場の建物と敷地の売却の件が可決されており、当時愛知郡内の住民に貸し出されていたこの伝習場も、公売執行をひかえて、県へ返還されています。

資料の保存方法

公文書館で取扱う行政文書は第一次資料（原本）で他に代わるものがないところから、その保管には、防虫、防カビ、防災などの面で、安全性が要求されます。また、行政文書の形態（原議、図面、写真等）、材質（和紙、洋紙、その他）なども多種類に及んでいるところから、個々の資料に適した保存方法を講じることが必要です。

ここでは、愛知県公文書館が現在行っている防虫対策と修復処理（地籍帳）及び原本保護対策について紹介させていただきます。

「防虫対策」の内容

行政文書は、収集後、くん蒸（資料の殺虫・防カビ）してから閉架書庫に収蔵しています。

現在使用しているくん蒸剤は、臭化メチルと酸化エチレンの混合剤（商品名エキボン）ですが、この臭化メチルはオゾン層の破壊原因にもなることから、一九九七年のモントリオール議定書締約国会議において、その生産及び消費を二〇〇四年末に全廃し、二〇〇五年から使用が禁止されているため、くん蒸方法の見直しが必要となります。

このため、代替方法について、エキボンに替わる薬剤やマイナス低温・無酸素状態で虫を殺す方法等、資料に悪影響を与えない方法で、適切な対応を考えています。

なお、他府県の中には、臭化メチルに代わりヨウ化メチル（平成一三年一月三〇日に文化財虫害研究所が認定）を用いて処理しているところが見られることから、今後、材質への影響等を考慮して検討することとしていきます。

その他、虫やカビの発生を防ぐため、書庫内の温度（約二二度と湿度（約五〇％）を一定に保つよう努めています。

くん蒸の様子



「修復処理」について

1 欠損部補填と総裏打ち

地籍帳は丁数が多いので、なるべく原本の厚みを変えずに利用に耐えられるように、欠損部補填は楮紙、総裏打ちには典具帳紙を使用しています。接着剤は生麩糊を使用し、脱イオンとPH調整を行っています。（両紙ともにPH七・三）
また、修復に際しては、補修用紙を原本と同色に染色して使用しています。

丁がふけてもろくなっている場合は、メチルセルロースまたはセルロースエーテル類で紙も強化を施しています。ただ、その際にも、過剰な処置にならないように注意しています。

2 付箋等

付箋は、元にあった場所に、生麩糊で貼付します。ただし、はがれて元の場所が不明となったものについては、和紙（楮紙）の封筒に入れて、その丁のところに綴じ込んでおきます。袋綴じの内側に挿入されています。付録の文書は、必要があれば裏打ちしたうえ、同じ場所に挿入しています。

「原本保護対策」について

1 糸綴じ製本

事案の完結後三〇年を経過し整理された公文書については、閲覧に供

することになりますが、その前に金具（ホッチキス等）を外してこよりで綴じ直したりして製本を行っています。

2 マイクロフィルム化等

糸綴じ製本

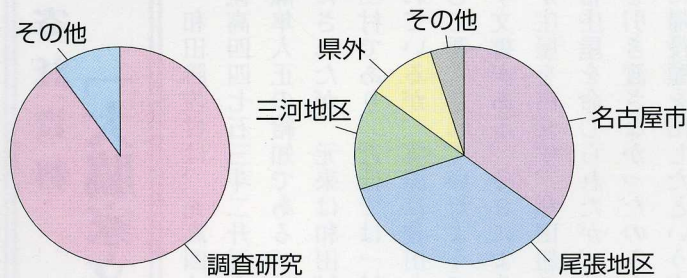


また、年代の古い行政文書から順次マイクロフィルム化を行うとともに、中性紙の封筒や箱に保管し、光やホコリ等から原本を保護しています。平成一四年度からは、緊急地域雇用創出特別基金を活用して、貴重資料（地籍帳、藩庁文書、那役所文書など約四六〇〇余冊）のマイクロフィルム化とデジタルデータ化を進めております。

来館者層の広がりを

愛知県公文書館は、歴史的価値のある県の公文書を中心に所蔵しています。設置目的も、学術及び文化の発展に役立てることとなっております。来館者の九割以上の方が調査研究を目的としています。また、今年六月に行ったアンケート結果からも分かるように、愛知県内からみえる方がほとんどです。

しかし最近では、県外の大学で文学や歴史を専攻する学生から当館を見学したい、との要望があり、受入れを行っています。



平成14年6月に実施したアンケート結果

普段生活をする上では縁のない公文書や古文書ですが、愛知県公文書館には、明治時代に作られた地籍図や昭和四八年度に撮影された愛知県内全域に渡る航空写真など、一般の方々でも興味を持っていただけるような資料を所蔵しています。今後も施設見学会などを通して所蔵資料を幅広く紹介し、公文書館がもっと皆様の身近に感じられるものになればと考えています。



熱心に地籍図を眺める学生達

施設見学会での説明風景 (平成14年5月、広島大学院生)



将来における電子文書の移管

現在愛知県庁では事務の合理化を図るため、文書のライフサイクルである収受・起案・決裁・施行をすべてパソコン上で行う総合文書管理システムを構築しようとしています。実現すると保存期間が満了し、当館で歴史的価値のある文書として選別したものは原則電子文書のまま移管されることとなります。ではその移管方法や問題点を考えていきたいと思います。

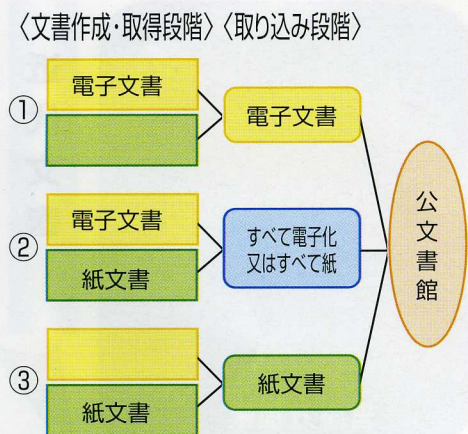
文書が電子文書で移管されるようになると、すべての簿冊の内容を確認しながら評価・選別作業ができるようになります。具体的には保存期間内の文書を管理する現用文書管理サーバから保存期間の満了した文書を管理する非現用文書管理サーバに廃棄決定文書を取り込み、パソコン上で評価・選別作業を行います。このサーバでは書誌データと実データが関連付けられていますので、実データを確認しながら評価・選別作業をすることができそうです。

それではいつからこの方法で評価・選別し移管されるようになるのかという点、総合文書管理システムの稼働が平成一六年度ということを考えて、一年保存文書が保存期間満了を迎える平成一八年度になります。

ここで問題となるのが下図に見られるように文書の作成・取得段階で電子文書と紙文書が混在する場合です。文

書の電子化には限りがあり、すべての文書が電子文書になるとは考えにくく、起案文書は電子文書として存在するが、それに添付した図面や他から郵送やファックスで取得した文書は紙文書となっており、電子文書と紙文書が混在してしまう問題が考えられます。一つの起案文書の中に、電子文書と紙文書が混在した形で移管を受けると、実際に県民の方に利用していただく際、電子文書はパソコンの画面で、紙文書は手元において見るようになってしまい、非常に利用し難い状況になってしまいます。そこで公文書館へ移管される際には原則すべて電子文書（紙文書の場合はスキャナ等で読み込んで電子文書にする）又は電子文書をプリントアウトしてすべて紙文書にしてから移管を受けることを検討しています。

この他にも電子文書の保存や提供の仕方など、当館の取り巻く状況は大きく変わろうとしています。



寄託資料

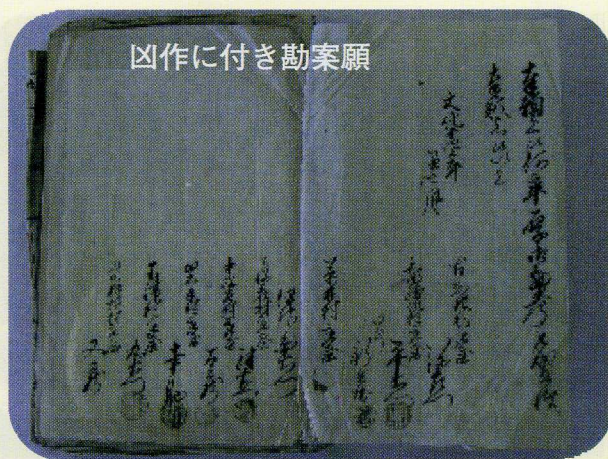
「大脇家文書」

和田勝佐村は、元高四八〇石四斗、概高四四七石三斗二升五合の村で、成瀬隼人正の給知である。村切りで一村にされたが、元来は和田村と勝佐村の二村であり、近世では一村として扱われているが、実際は和田と勝佐は独立して運営されていたようで、それを示す文書がある。それによると、勝佐組が庄屋を出せず、和田組の大脇家に兼帯庄屋を命じられたが、勝佐組が書類を引き渡さなかったのみならず、勝手に帰役願を出したという文書からも、このことは明白である。

庄屋文書

大脇家は文化文政期に和田組の庄屋を勤めた。願達の中には、地頭成瀬氏支配下における村の行政のあり方を示すものが多くある。庄屋の交代を成瀬氏に願ったり、組頭の決定に組が惣寄で決定したり、寺社関係の書類や村下用などの報告を、小牧代官所や寺社奉行所以外に犬山寺社方や犬山地方役所にも提出している、などである。また、凶作につき勘案願が古知野村・草井村・和田勝佐村・下般若村・中般若村・岩

出村・木津村・犬山羽根村・小杵村の九カ村庄屋連名で犬山御代官方役所に提出したことや、今市場村の石田養助が犬山役所の指示により拾ヶ村程に廻状を出すなど、村々のつながりも知られる。



凶作につき勘案願

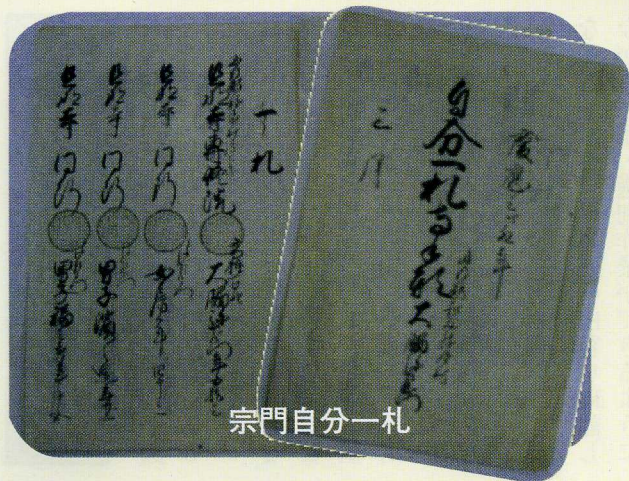
般若井筋関係文書

明治初年、大脇家は般若井筋惣代を勤めており、般若井筋関係の文書が多数ある。般若井筋は漏水が多く、ために新般若井筋が宮田用水から分水されたほどの井筋であるが、成瀬氏の新田開発による無理な用水利用のあり方が、般若井筋の村々を苦しめていた。これを改めようとした明治に入ってから

訴訟文書が多くある。これによって、尾張藩の用水管理と地頭成瀬氏の力関係を知られる貴重な資料である。また、明治初期の井浚えや修理・通水時間など、般若井筋運営の様子を知りうる資料もある。

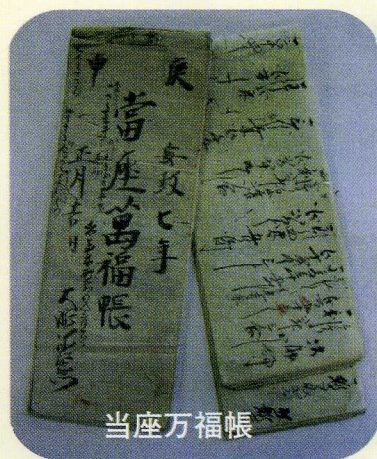
宗教関係文書

大脇家は柏森村専修院の檀家であり、この専修院の祠堂金を取り扱っている。祠堂金全体ではないが、祠堂金が始まったことに関する資料と思われるものもあり、興味深い。また、専修院や庚申堂や大脇家自信の宗門一札も存在する。



宗門自分一札

近代文書



当座万福帳

家の経営としては、農業部門のうち小作関係として「年々増長掟覚帳」が、また、質屋を経営しており、帳簿「当座万福帳」が作成されている。それぞれ安政期から明治中期までのものが残されている。

明治一二年には、旅行届が多く残され、和田勝佐村の多数の人々が、遠く九州などに練糸商用に出かけている様子うかがうことができる。

近世行政文書としては、明治初期の和田勝佐村関係資料、明治中期の和勝村、大正期の古知野町の議案や予算決算案などがある。古知野銀行の株券が多くあり、古知野銀行の設立・運営に協力している様子がうかがえる。どれをとってみても、丹羽郡東部の村を知るためには、貴重な史料群である。

(県史近世史部会特別調査委員

杉本精宏)

企画展から

明治時代の愛知の鉄道

本館では、施設利用の促進と所蔵資料の紹介を目的に、年一回企画展を開催しています。今年度は、平成一四年一〇月一日から同年一月二九日まで、「明治時代の愛知の鉄道」を開催しました。

明治五年一〇月一四日（当時の暦では九月二二日）に新橋〜横浜間でわが国最初の鉄道が開業して、今年でちょうど一三〇周年になりました。明治維新後の文明開化の象徴とも言える鉄道は、日本の近代化とともに各地で盛んに建設されました。

愛知県内の最初の鉄道は、明治一三年三月一日に開業した武豊〜熱田間の鉄道ですが、実はこの鉄道、当初中山东沿いに計画された幹線鉄道の建設資材を運搬するための鉄道として敷設されたものでした。

しかし、開業直前に旅客運送も許可され、さらには、幹線鉄道のルートが東海道に変更されたことにより、大府以北は幹線鉄道に昇格し、その後東海道本線になりました（大府以南は武豊線）。

これらは政府が敷設した官設鉄道でしたが、民間会社が敷設する私設鉄道も次第に開業するようになりました。特に明治二九、三〇年ころは、鉄道熱が湧き上がったところで、鉄道敷設の免許申請が急増しました。免許申請は県庁を経由して政府に提出されましたので、愛知県の公文書である愛知県庁文書（国文学研究資料館史料館所蔵）の中にも多くの鉄道敷設免許申請に関する書類が残っています。



今回の企画展では、以上のように愛知県内の明治時代の鉄道敷設の状況を国の公文書や官報、愛知県庁文書、写真などで紹介しました。公文書館の展示は、文字資料中心のため、地味になりがちですが、今回は鉄道錦絵を併せて展示することにより、少しでも華やかな印象を持つていただけるように心がけました。この錦絵は博物館明治村から特別にお借りしたもので、県内の鉄道を描いたものではありませんが、明治時代の雰囲気を感じていただけたと思います。

来館者のアンケート結果では、錦絵がやはり好評でした。また、「もう少し字を大きくしてほしい」や「展示の量

が少ない」などの御意見もいただきました。特に、鉄道会社の表はできるだけ大きくしたつもりでしたが、展示ケースに入れると読みづらく、「表などは印刷して配布してほしい」など御提案もいただきました。

公文書館としての企画展は、博物館や資料館と違って、公文書を紹介するための展示ですので、展示資料も限定されてしまいます。そのため今回のテーマに対して、「期待外れだった」との感想もいただきました。タイトルをもう少し工夫する必要があったと思いますし、もう少し公文書以外の資料を増やすべきだったかもしれません。



レファレンスコーナー

Q 公文書館で明治時代の地図を拝見したところ、我が家にはそれより大きな地図があり、その図と形状が同じであるように思います。なにか関係はあるのでしょうか。

A 当館所蔵の地籍図に類似する地図は、左記の通り明治期に四回も作成されています。

明治五～六年 壬申地券地引絵図

明治六～一四年 地租改正地引絵図

明治七～一三年 地籍地図

(当館所蔵の「地籍図」はこれに相当)

明治一八～二一年 地押調査更正地図

地図の様式はそれぞれ指示されていますが、いずれも土地を一筆ごとに調査することが目的でしたので、結果として同じような図になったものと思われる。また、これだけ短期間に四回も精密な地図を新調することは、作成する村々にかかなりの負担を強いるため、前回作成した地図を一部修正して提出した場合もあったようです。お手持ちの地図も、おそらく当館の地籍図とは時期が異なる他の事業で作成されたものと思われる。

【参考資料】

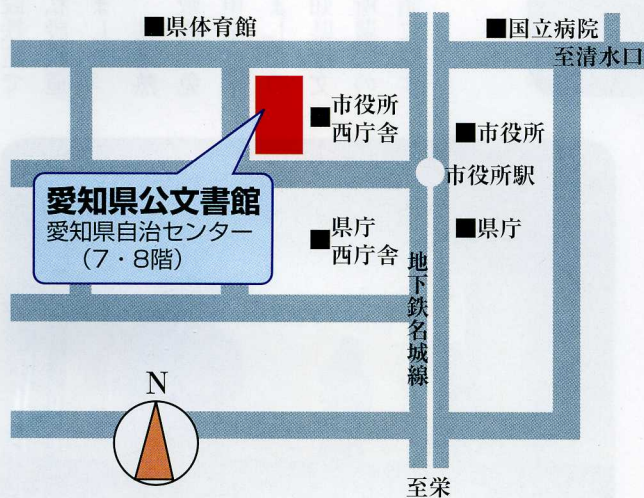
佐藤甚次郎著『明治期作成の地籍図』

(古今書院 一九八六)

利用案内

交通機関

地下鉄名城線「市役所」下車 5番出口
市バス「市役所」下車
名鉄バス「県庁前」下車
JR東海バス「県庁前」下車



開館時間

午前9時～午後5時

休館日

土曜日・日曜日・整理期間(春季10日以内)
国民の祝日・年末年始(12月28日～1月3日)

利用方法

- 資料の閲覧は無料です。
- 閲覧をする場合は、備え付けの「閲覧票」に所定の事項を記入のうえ、受付に提出して下さい。
- 所蔵資料の複写にも応じています。(有料)
※一部複写できないものがあります。
- 館外貸出しは行っておりません。

展示

展示室では常設展や毎年テーマを定めた企画展を開催し、所蔵資料等の展示を行っています。

ホームページアドレス <http://www.pref.aichi.jp/kobunshokan/>

編集後記

愛知県公文書館だより第七号をお届けします。本号は所蔵資料の紹介に加え、紙文書や電子文書について「保存」という面から掘り下げてみました。

公文書館は、美術館や博物館、図書館などと比較して、あまり知られていない文化施設です。今回紙面で御紹介した「公文書館PRコーナー」をきっかけに、より多くの方に知っていただければ大変嬉しく思います。

公文書館だよりをより親しみやすいものにするために、今後とも公文書館に対する御意見、御感想等をお寄せいただければ幸いです。

愛知県公文書館だより 第七号

平成一四年一二月一日

編集発行 愛知県公文書館

〒四六〇一〇〇〇一

名古屋市中区三の丸二―三―二二

愛知県自治センター内

☎ 〇五二(九五四) 六〇二五

☎ 〇五二(九五四) 六九〇二

✉ kobunshokan@pref.aichi.lg.jp